

## 労働トラブル防止のための企業内研修実施のご案内

# ライン管理者 労務管理研修

労働基準監督署への労働者の申告・相談、雇止め等をめぐる労使の紛争、過労死、パワハラ等の損害賠償請求事件も急増しており、企業が大きな責任を負う労働トラブルが増加しております。

このような労働トラブルの多くは、労働の最前線で直接労働者を使用する、ライン管理者の法知識の不足により発生しており、その管理の誤りは企業自身、経営陣にも責任が及びます。

万全な労務管理を行うためには、多くの義務・責任を負うライン管理者に、労働法令の知識と実務を習得いただくことが不可欠で、当協会では下記のとおり「企業内・ライン管理者労務管理研修」を実施いたします。ぜひともご活用いただきますようご案内申し上げます。

### 労働基準法の規定（抜粋）

**第10条** この法律で使用者とは、事業主又は事業の経営担当者その他の事業の労働者に関する事項について、事業主のために行為をするすべての者をいう。※ライン管理者等も労務管理・業務命令の発出等を行う場合は、労働基準法上の使用者として重い義務・責任を負います。

**第121条** この法律の違反行為をした者が、当該事業の労働者に関する事項について、事業主のために行為した代理人、使用人その他の従業者である場合においては、事業主に対しても各本条の罰金刑を科する。ただし、事業主が違反の防止に必要な措置をした場合においては、この限りでない。

※ライン管理者等の違法行為を、事業主が積極的に防止しなければ、その責任は事業主、法人会社自身に及びます。



- **日時・会場** 企業のご希望される日時、会場で実施いたします。
- **研修内容** 労働基準法・労働安全衛生法等労働関係法令の概要、労務管理の留意点、セクハラ・パワハラ防止、メンタルヘルス対策、労働災害の防止、安全配慮義務等（ご要望にあわせた内容を、スライドを使いわかりやすく説明します）

- **時間** 1～6時間（社内会議・研修に併せて実施可能です）
- **資料** スライド資料・「労務管理の早わかり」（当協会作成）等

● **費用**

1時間	2時間	3時間	6時間
30,000円	40,000円	50,000円	100,000円

資料代別途、1名100円～2,000円程度（消費税含む）



労働基準法研修より

- **講師** 社会保険労務士、労働安全衛生コンサルタント、産業カウンセラー 等
- **お申し込み・お問い合わせ先**  
 社団法人 名北労働基準協会 企画課 TEL (052) 961—3655